

平成 27 年 1 月 28 日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

「もんじゅ」に係る保安措置命令に対する報告書の  
不適合処置を実施した機器の集計誤りについて  
(状況報告)

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備について、平成 25 年 5 月 29 日、原子力規制委員会から保安措置命令\*<sup>1</sup>を受け、同年 9 月 30 日及び 11 月 19 日に保安措置命令に対する報告を提出しました。

【平成 25 年 9 月 30 日及び 11 月 19 日 プレス発表済み】

その後、保安検査の結果等も踏まえて必要な対応・措置を実施して上記報告を全面的に改訂し、平成 26 年 12 月 22 日、『「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条（現第 43 条の 3 の 23）第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 25 年 5 月 29 日 原管 P 発第 1305293 号）」に対する対応結果報告』（以下「報告書」といいます。）を原子力規制委員会に改めて提出しました。

【平成 26 年 12 月 22 日 プレス発表済み】

平成 27 年 1 月 14 日に報告書の「不適合の処置を実施した機器リスト」並びにこのリストに基づいて集計した「未点検機器の解消状況」の表及び本文に記載した機器数に誤りがあることを確認し、1 月 15 日及び 21 日に原子力規制庁に調査及び確認の状況を報告しました。正しい機器数については、今月中にとりまとめることを目指し、作業要領等を明確にした集計作業と計算機処理を中心としたダブルチェックを行っているところであり、その結果に基づいて原子力規制委員会に対して報告書の補正を提出する予定です。

なお、これまでに確認した誤りは、報告書に記載した保全計画の全面的な確認作業、未点検機器の解消及び保全計画の見直しの作業を終了した後に報告書を作成する段階の集計作業において発生したものであり、未点検機器の処置や保全計画の見直し結果に関わるものではありません。

当機構としましては、提出した報告書に誤りがあったことを重く受け止めており、深く反省し、再構築した品質保証体制の下に P D C A サイクルを回し、再発防止に万全を期すとともに、継続的な品質保証体制の改善に取り組んでまいります。

\*1:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 25 年 5 月 29 日 原管 P 発第 1305293 号）」（抜粋）

- 1 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
  - ・ 経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等及び予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること。
  - ・ 組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること。
- 2 平成 24 年 12 月 12 日の命令<sup>注</sup>に対し、貴機構が平成 25 年 1 月 31 日の報告を提出した時点において、措置が完了していないものについて、同命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 3 上記 1 及び 2 について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。
- 4 上記 3 に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第 28 条第 1 項に基づく使用前検査（原子炉施設の性能に関する事項に限る。）を進めるための活動を行わないこと。

注：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 24 年 12 月 12 日 原管 P 発第 121207001 号）」（抜粋）

- (1) 点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。
- (2) 保安規定に基づく原子炉施設の保全の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、点検計画表を含む保全計画の見直しを行うこと。

以 上

# 保安措置命令に対する作業

<十分な確認のプロセスを踏んで実施し、正確性を確保>

## 保全計画の全面的な確認作業

- ①点検実績の確認
- ②有効性評価の確認
- ③保全方式の確認
- ④追加機器の確認 等

作業内容をタスクフォースで確認  
→ 作業報告書作成  
→ 部長承認

## 不適合管理 (点検または特別採用)

### 未点検機器の解消

不適合報告書を作成  
→ 不適合管理委員会  
→ 所長/部長承認

### 保全計画の見直し

保全計画の全面的な確認作業、未点検機器の解消を踏まえて保全計画の記載を適正化

作業報告書(変更点リスト)を作成し、TL・課長が確認  
→ プラント保全部安全技術検討会  
→ 保安管理専門委員会

# 報告書に記載する機器の集計作業

<要領の不備、分類定義の曖昧さにより誤り発生、確認も不足>

機器に対する  
不適合内容

点検項目毎の機器  
番号と名称、機器数

## 集計作業表

データに基づく

- ①点検の要否
- ②点検作業の実施・未実施  
の分類

要領の不備や分類の定義の曖昧さ等により、一部の作業者に混乱を招き、集計の分類に誤りを生じた

分類作業の結果に対するダブルチェックが一部、十分でなかった

## 報告書の表6及び別表3

表6:未点検機器の解消状況  
別表3:不適合の処置を実施した機器リスト